

志保之利三篇八

1曾5
504
38



5 6 7 8 9 30 1 2 3 4 5 6 7 8 9 40 1 2 3 4 5 6 7 8 9 50 1 2 3 4 5

806

足利義直

元亨

書

足利義直

足利義直

元亨

書

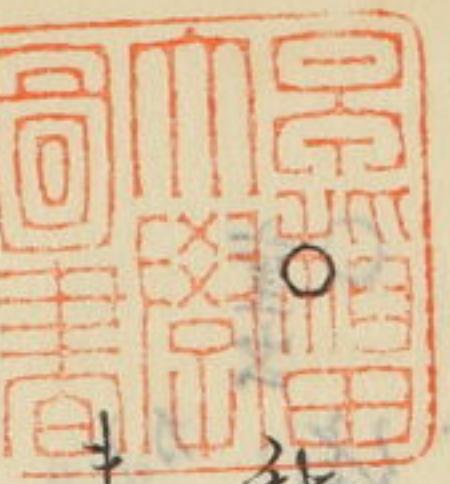
足利義直

。 手書の事。 おもろい。 おもしろい。 おもしろい。

。 手書の事。 おもろい。 おもしろい。

門15
508
卷38

吉卯之二月二十八



敬不以清館。南施院前大納立水咸云
拂拂之音。拂拂之音。南施云山。是拂拂之
音也。咸不拂。筆之拂後。何可也。故
拂拂之音。咸不拂。筆之拂後。何可也。
又。筆之拂後。何可也。故。筆之拂後。何可也。
又。筆之拂後。何可也。故。筆之拂後。何可也。

丁未年夏月。又。筆之拂後。何可也。

丁未年夏月。又。筆之拂後。何可也。

咫尺庭望萬里

瀟湘外洞庭前

高山元帶湖水

遠樹森籠暮烟

尾張侯義直卿

山高水長。人情如水。人情如水。相

大神君比子。台德公比寬仁。大度。而。勇武。

世業すりて是れあつて又ヤと名と後 敬仰す
學と與し経の紀文雅の拂オリ 由君拂
経文れりてセマリ 一財雙珠光る
ハく三鳳千を比美に極ムナリ けり拂政の基
堅く萬代北浦志滿の仕ますまくまくも金良
と御く所よきれりあり且事、お初ては拂みち氏
比令居るをかねむりマハある況御内相業れ阿國と
宣子とハ徳川の拂流慶くこみく孫に也拂うる事
ありケラルニ事うるをもくもく拂代よしと
がく拂あふ仕くすみ一大幸にあらば
○^{重出}徳高少乃光政既は氏と用ひて圓政と德一と封内のみ

と勅シテレヒトニモニキ、事行リを但無後氏所ニシヒ
心より御とてりと達サリ象東都より厚生の時無後
氏松金用源ち主家と謂やし重宗曰吾子今東都に於
て賢者也多りとす主をあがへあらゆ不可之代支光政
却リヤセ謂と名無次、門人是とテと多とせ
して憲とて曰重宗市井比訴と沙汰セリハセ名
あらゆる豈心事付主家とす往々とて被勅とて主の
後五十年老れ候と云わばり起つて圓と仰ヒテ
重宗の主今無景出ひて一人を封内の様とれる士佐の君端野主計某
がるさきの子あひてかハナされうしたる 重宗
と申い圓政と號し先づ一財或曰野中氏ハ代は前後某
才子聰明にてまと好文章あつて道と西くもんと

そくして様とちうけ化にゆきとあらわじ身とせむ
ひきとりひそをみて接ひて家絶り板倉氏から
事と候是事今はまちはすりうれハ必
付遇あく一 鈴メヤ哉

○ 契田大官刃李範五世嫡流刑級少將忠成朝臣實ハ大江
廣元也男也

○ 又曰孔極侍郎朝ヨリ遇雨避於一叟之廡下叟鳥帽紗巾
云公惜雨衣一隻ノ日某寒不出熱不出風不出雨不出未ニ當
置雨衣一隻也孔公不覺順忘宦情云

油衣ハ今俗云ウツモの名也哈叭ハイと南蠻人の路
跋塵汚と覆おそれもかゝもの制衣にて故俗雨衣也

つる稀一金行の字もうて多考少一

○ 我府城東照宮多花の旗云中其内向陳りテ立花と稱く
代醉編に向陳宋ノ仁宗祀ニ云神ラス麒麟一為向陳又云向陳
天馬ナリ也又樂書云祝之色有五中盡ニ萬物立引セキされ
ヒヒ立引と名きて後に名とす向陳ハ星名也一遂

家芸縁と仰もる

○ 范蠡載西施ヲ徃王錚性之言歴故文書無ニ此事其原出
杜牧之詩云西子下リ是會ニ一騎隨鷗夷一

○ 中臣板の文に仰吹トアリハ只吹トウサニにて仰ハ仰云々
弓日本紀古伊万葉集に有伊笛吹伊渡伊行
伊寢ミシテ新さといとねすけとてうふん伊弉ニ三神の伊シ物語也

神系圖に速秋津日神ミツヒタチナミカツハ
祐カミト子コノアリ 乞少ミナカニトモトモ 又沫那藝ミナカニ沫那美ミナカニヒ
牟狹ウカシヒ望ミタケレシ 楊意那ウカシハムニル 育便ウカシキハ男三ハ女ミツヒタチモ
雅カミの男之女ミツヒタチトフ意即女陽少陰ミツヒタチ共四母ミツヒタチ、伊弉イサガと
去來イサガトセテモ古ミタケヒ比況ミタケトキトキ男女ミツヒタチト考
妣ヒメれ稱ヒメレテ天照太神ミツヒタチ祐カミトテヌリムミタケ也
神代走ミタケニ二神ミツヒタチトナ男ミツヒタチナ女ミツヒタチトフ御ミタケリ
トクルトシトテクミタケリ祐カミトテムミタケ人ミタケトテムミタケ
○或曰吾子ミタケノ中臣ミタケ後ミタケの本義ミタケレ祓除ミタケハ日本ミタケ律ミタケミタケミタケ穢
リミタケ答安康紀ミタケ狹穗ミタケ萬ミタケ田根ミタケ命ミタケ、禾女ミタケ山邊小嶋ミタケト
姪ミタケ一財物ミタケ於國大連ミタケトテアリト青ミタケ八匹太刀ミタケハロミタケト
志先後除罪遣ミタケトアリハ律法ミタケミタケミタケ也迎毛ミタケ根ミタケ也
志先後除罪遣ミタケトアリハ律法ミタケミタケミタケ也迎毛ミタケ根ミタケ也
○日本紀廿六ミタケ齊明天皇二年三月童謡ミタケ諭ミタケ帝ミタケ於婦之作田瞿ミタケ之
食稻ミタケ也夫齊明賢女百美称ミタケ然以女人主天下而專軍事ミタケ實
猶ミタケ婦作田次當時女佐神功后之賢ミタケ也未補帝至推古始称天
皇是厥ミタケ户皇子之意及後世效之立女主者多矣或曰推古
以前有飯豐天皇如何曰清寧ミタケ山崩後仁賢顯宗兄弟相讓
不昂位故諸臣先以其婦忍海女王令撫内外之政是不正帝
是以皇代曆云飯豐天皇不注諸系圖依和銅菴聞入之云
然称天皇者後世之勅裁歟
○妙心寺再住用衣ミタケ之舍ミタケトアリハ祝詞冕饌ミタケと設ミタケけ餅果

とすく大にアリと儀シテ濃茶と申す數十輩ハ傳シテ
一施ハ至るトヨリ五七人して次第に喫シム所て立亭アリ
賓揖ノ堂トウツメ今濃茶トシハ必一派と称人して
御座ムトヨリテ松ノ葉ニ茶或ハリシ御あリ候。今ノ茶会
多ハ修業ナキ事ナリ茶亭必席と設けと其ノ名と挿シテ
僧家本モヒ供花より起シテシテ

○宝永改元七月東園澣水下總國久良大河とす澄江を御跡
東か庄比地佛子湖に浮シテ御本堂と御中堂御庫
老と少からり男女屋宇にて令方となすし船一般
と御先づて有りて御行二十町に亘りぬ所と云ふ
而も江はせらうとうれは大うらむと云ひ傳シ

○奥州北山にシテ八月の初旬より十月此まも
旱シテ稻苗と枯レシテ六月廿二日をもと流シテより
流きてはるゝ所をさしゆう小斗束と一斗又ハ
差ぬ

○下野国足利学校仁明天皇御宇小野篁所建安異邦傳
來先聖及千哲益像二仲有叔菜之礼後也為淳屠氏之有
隸相列鎗倉建長寺其後密宗ノ僧守之又圓山汎下僧居之
号ニ津因寺僧快元所中興也自第五世東井之時以六世ノ住文伯在
庠之時寺院四椽書籍尽成灰也九華時依兵亂祭罷離
折八世宗錄文時豈臣秀吉没取字領ラ秀次欲移學學校於
京師九世住三要乃以聖像并額書卷一赴洛神君有嚴命

返干足利云々中山日記

寛永十三年四月十日我敬公入学校謁聖像
攝正意從台駕并之仍筆記留家

閔子騫ノ像為ニ子路ト者北條早雲寄進之裏書河内公子路
云敬公以延喜式ノ礼^{正義}正之云

○ 横列兔原郡魚崎の里ハ後吉川御所ノ邊ニ在リテ御前御
は東南に當リテハカマツノ木と魚と比照お仰されり接する事
魚崎とキリハカマツと魚と比照お仰されり接する事
立候るゝ處應神天皇御ア圓く^{イヲフニ}み而御^{イヲフニ}と仰りて
帝にあし其船と武庫の水川^{アシ}は^{アシ}（中略）^{アシ}中日朝紀卷
七^{アシ}モ御のつとひ^{アシ}アシハ又有傳と云う事也^{アシ}ハ雀

○ 杉至とつひて墨と杉至と一石^{アシ}と大少もて杉至の松ハ皆流
毛^{アシ}セ魚塙の墨と押流^{アシ}れ東北立^{アシ}松至と^{アシ}御
御満^{アシ}れ松至と^{アシ}御^{アシ}今ハナ松ち^{アシ}くにせまし^{アシ}く
や^{アシ}と^{アシ}ハ魚崎と杉至と^{アシ}墨^{アシ}のや^{アシ}い人^{アシ}圓革万^{アシ}
撫^{アシ}陽群^{アシ}詩^{アシ}と^{アシ}御^{アシ}材^{アシ}の西^{アシ}あ^{アシ}シ^{アシ}け^{アシ}ハ^{アシ}御^{アシ}多^{アシ}松至と^{アシ}
作^{アシ}云^{アシ}墨^{アシ}に^{アシ}御^{アシ}古^{アシ}川^{アシ}の^{アシ}ゆ^{アシ}あ^{アシ}と^{アシ}く

○ 塚久左衛門秀政ハ^{佐倉}秀政^{法列入}某^{アシ}後^{アシ}父^{アシ}奥田七
端^{アシ}信長及秀吉^{アシ}（^{アシ}後^{アシ}一^{アシ}母^{アシ}秀吉^{アシ}）^{アシ}秀宣代
十八方^{アシ}と^{アシ}封^{アシ}る^{アシ}五^{アシ}萬^{アシ}石^{アシ}（^{アシ}是^{アシ}某^{アシ}父^{アシ}秀政^{アシ}）^{アシ}株^{アシ}と^{アシ}与^{アシ}て^{アシ}す

○ 塚久左衛門秀政ハ尾列奥田村の產奥田三^{アシ}某^{アシ}後^{アシ}父^{アシ}ハ^{アシ}奥田七
端^{アシ}秀宣代^{アシ}秀政^{アシ}（^{アシ}是^{アシ}某^{アシ}父^{アシ}秀政^{アシ}）^{アシ}株^{アシ}と^{アシ}与^{アシ}て^{アシ}す

○ 土井甚三郎利勝ハ少佐右衛門信元の子也と土井少兵
利昌忠も少佐也大牧頭に任シ侍従四佐下に在り

○ 織田家に三法師と童名と呼シノア正三位松中納

言秀信、従三位秀雄ハ前内府信雄子号三法師

○ 正保三年丙戌八月越前国久崎商船韃靼漂寄セシ

韃靼等ノアと北京に送リまゝ胡舞遣シ捕当送モ

リテ財被高人等々更ヘ諸ヤシ籍記

○ 関田久光

出石守

次多

長多

佐多

久多

左近

次多

長多

佐多

竹内義高使

吉清浦

五云未

三多

深十郎

右十八人同前八月十三日暴風に流て少翁ノ所放され其十日

韃靼へ源をまつた劫度(三十七日)從是も北京度り又

三十余日乃至二四月留止是ノ胡舞因境すガホヒ

却度(廿日余れ返と歴て)翌年正月比木谷山浦ふつき

三月十一日と云候に還國(廿七日出舟同日昇列、鞆浦)又云

廿八日麻布にあリ六月二日初秋同日吉備(足守)因字也其日

十九日立候是月廿日二日福井(浦)と云其韃靼云清略記

了事シ今迄不外大乘佈列字或に布載言ノリテ又少

多う蓋あやまう又方言の遠く云々

日とニニ梅すれまくに草用ヒヤア字或に必牙とも

云清音ニエン

清音ヒノナヤア

けれられハ源人御と云ひ也。しと。是のち
椀モ食ホ。醬汁ニヤリ。菜ヘニ酒アツテ。馬モウレ
轡ト。牛エ。鶏テラ。大イニタテ。

ナヒ亦モ。がまを酒と云ひ。ノリと。家即小考え
ル。さりと。お遠ハあり。

○我弱より名あて形号といふ。筆者人云々至耶。
正記傳と云う。小萬形号といはれ。法事の法事鳥帽子
左垂あり。小素襖あと多き。右脚に小直ひのき
聽き。左足に時計。ハ衣冠と札と。左ノリ
あり。うり士東郊の礼容と云々。左耳ハ鳥帽。右ハ絆。左
神主の事。あくと。ナヒ。ナヒ。ナヒ。

○今此俗新年を吉日とす。其日は朝五更之
奥に起きて。手洗ひ。草履うそと坐深し。わが醤酒
と。味と。固く。食を。予。手に。も。差す。姜うそ
酒。ソラノ。まわり。口と。嘴に入て。烹。や。浦
うそ。酒。お。ナカ。それ。ち。手。うそ。え。と。つ。手。うそ
石。ナ。ハ。浦。うそ。も。そ。等。うそ。て。食。作。し。手。食。キ
浦。等。うそ。て。食。之。うそ。も。うそ。て。皆。於。作。し。一。食。ハ
儀。わ。と。古。へ。モ。細。食。と。食。は。は。傳。か。は。人。食。と。う。そ。て。行
不。食。す。う。そ。れ。う。そ。食。と。う。そ。食。之。の。前。と。費。い
果。ハ。行。す。う。そ。行。ハ。行。し。御。持。と。合。家。寄。う。そ

第十九、嗚呼國家祖宗政とぞしてほり即に至る
人に於てより去慮深く遠し猶り周主己の情に便せ
得事に付と御す改めよがの大害とぞ歴代を経因
に車ハ云々れど事多々とぞされハ悔れむ易いお
れぞ聖人ゆきろん後とぞ車くあらそく
すくこそ今御古の御事とぞとぞ身に附し後とぞ化
て身の事例と致し

○尾列中將経古廟庄少尹村今属濃州真福寺能信上人等
墓室海所作の正觀音立像と云ふ事と云は南胡後
村上院勅願寺今属皇子東南院二品法親王任瑜
と云てち努と云ふ事任瑜と土浦内官と稱て後人以て土浦門院の

皇子と云ふ事傳銘非ナ實に真福寺第三モテ云うけ寺名中の
内牛王經古の牛王義軌ハ世少帝と云祕註代註と
以て宝生院と号ひ旧号に付て大法と稱す

○足利家の本姓高麗王也小字形号と云ふ事三内口
訣と云ふハ屋形比称ハ古ハ大臣に仕たゞ人比居すと
称せられすと云ふ事三内口訣ハ三光院記

見事

一 池田家入云様涉を拂ふ居所多有之又納久所謂立房
を久財別御と三代先祖祖父ト御坐て侍奉を勤申
候事ナヤニキ事

一天正十二年四月尾列小牧源陳之別永井作八多様

一 尾元ノ内事向加名け玉吉通加ム拘ム祖父通ニテ
一 父モシル体ノミシテ屋列多シトハ江之池田
猪入ノ梅トウル今加名加古通首ノ内神早ノ右之通ニテ
以復比ノ御加内ノシテセシトハ右首横ノカ幕門

役里ノシテ立事ニテナリテ近ニシテ寺乃終

久能ノ通ニテ立事有之マリ以復仕達行ノ時博

之者モキニ御事云様ノシテ御ノ内ノ事清様姫
高麗ノ立事モ起シテ財永井太とニキモチノ所が世と
往ニテシヒ修身所との所レヒ土溜丸納ヤ松原ノ事御事
新井ノ御事有ノ事向溜丸御ノ事。ナム立事御事
満多ノ事御事有ノ事御事ト万代佐野毛久御事御事

一 久井清首立事ノ土神合掌少々主と建立仕主事

一 清首吉納ノ日月大正十二年甲申年四月廿八日吉納ノ傳入云傳

ハ行少我日月四月九日ト傳主事

付 永井敏次様内

遠列新店而可

筆附文書

青音書

中村小三郎

手

是ハ大正十二年永井氏公筆附氏ノシテ御事御事

ノ事草書傳入事少主子て写一付永井氏傳入、首と覆

テ昂日小牧れ於て寔檢

神若五月一日と於小牧に至リテアラ永井氏四月九日

詔傳於ノ後以後而寔

○ 松平通弘 證文判形二通 松平滿平 日一通 松平持平 日一通

松平政平 日一通 松平持楨 日一通

右在三列大演称名寺藏是松平太^{タカヒコ}在原信室之先後然嗣系前後不可考

親忠主 御判形一通 親忠主 日四通

是德川家證文也在同寺

松樹院長阿泰雲居士 享德元年壬申
七月十四日逝

是世良田右京亮源有親法名^{ムニ}碑子在同寺

鳥鏡原出酒蕃波^{ホルト}多伽兒國^{トガリ}武備志

梅才小今ホルトカルト云東國^{トウコク}之是契利斯當^{トシリス}國^{クニ}

岩峯寺證寧八淨土西山流の御子^{ミコト}也^モ主^{ミハ}行^{ハシ}天台

宮以奉毎日^ノ手^ハの供養^{カウヤウ}法華梵網^{ハルマ}と誦セ
予る口^カの義刺^{ヨウサ}と並^ハ本南^{ホンノウ}受^ヒ受^ヒ御灌頂^{ヨウバンジ}と公円^{コウエン}修正^{ショウジョウ}極^{ヒツ}

と被^ハ修化^{ヒツキ}に^ハ至^ル今^ハ淨^{ヒツ}大^シ家^{カミ}比^{ハシ}レ^ルナ^ハレ
炉^ロ子^{ハシ}資^シ暇^{ハシ}錄^{ハシ}に周^{ハシ}繞^{ハシ}ち^{ハシ}て風^{ハシ}と通^{ハシ}う^{ハシ}と^{ハシ}と^{ハシ}流^{ハシ}形^{ハシ}像^{ハシ}絳^{ハシ}

炉^ロ子^ト名^{ハシ}づく理^{ハシ}高^{タカ}近^{ハシ}云^{ハシ}異邦^{ヨウボウ}昔^{ハシ}日本^{ハシ}英^{ハシ}湯^{ハシ}

アラハ^ト信^{ハシ}幡^{ハシ}云^{ハシ}信^{ハシ}也四方^{ハシ}の萬^{ハシ}内^{ハシ}本^{ハシ}神^{ハシ}幡^{ハシ}魏^{ハシ}の朝^{ハシ}起^{ハシ}古今注^{ハシ}

帝^{ハシ}即^{ハシ}位^{ハシ}の時^{ハシ}廟^{ハシ}ノ^{ハシ}ナ^{ハシ}と設^{ハシ}ケ^{ハシ}テ^{ハシ}ラ^{ハシ}リヤ^{ハシ}多^{ハシ}相^{ハシ}の後^{ハシ}我尾^{ハシ}府^{ハシ}東^{ハシ}照^{ハシ}宮^{ハシ}治^{ハシ}參^{ハシ}日^{ハシ}立^{ハシ}幡^{ハシ}勾^{ハシ}陳^{ハシ}幡^{ハシ}と^{ハシ}て^{ハシ}六^{ハシ}幡^{ハシ}三^{ハシ}不^{ハシ}神^{ハシ}雲^{ハシ}一^{ハシ}幡^{ハシ}少^{ハシ}多^{ハシ}小^{ハシ}神^{ハシ}雲^{ハシ}少^{ハシ}多^{ハシ}六^{ハシ}幡^{ハシ}三^{ハシ}不^{ハシ}神^{ハシ}雲^{ハシ}比^{ハシ}

先にまく陳て以ひハ定かく

東宮御祭ハ天子のれと官准ア

古今注よ御法真觀の頃宮人馬少駕四幕羅として
全身と障蔽を承繼の所ハ皆惟帽と用ひ頭や清彦サ
はせハ縫帛と以て制シオと蔽等はとどア是家玉
此婦人被衣と一般比高して見る所

化うきハ乞くがひうにて列の割合上古質素の傳
婦人出行に輿車をすらじけを被る布惟とマテ頭
にちま身と蔽ふる所であるから是物れぬ事と云
ふなうて只似る事ゆれ

○勸學院 藤氏学校

贈大政大臣參嗣三也 正統記曰今は大臣をすゝむお

ハノ身にての孫親族れま向と勅もみず勅多作とモ
主と大司寮に東西曹司アリ 岩江二家是と同うて人
と稱す所は大司令方に陞進とすもアハ南曹ニシヤク
氏の身すうり人ちのとけ院と管領と

○讀日本後記援抄

天長十年六月壬午詔奉授坐尾張國從三位斐田太神正三位
并納封十五戸

是斐田神戸の幼名也其ノ村と称す地蓋而付
封戸めゆる

承和元年正月山城國菖野郡上林郷地方一町賜伴宿
称等為糸氏神處

古ハ八神氏始の神と多ア勅と號て祀と建スミシテ

彦老漫少私亨ト云々取れり也

四年六月己巳八多真人清雄言姓氏錄所載始祖錯謬非實私門之大患也詔令刊改之

姓氏錄ハ弘仁の勅撰と云々錯謬ありとすと
けりシヤナモモ系譜の記同矣アマサミケル

六年出羽國言去八月廿九日舊田川郡司解桶郡西後達府之程五十餘里本自無石而從月三日霖雨無止雷電鬪聲達十日乃見晴天時向海畔自然隕石其數不少或似鎌或似鋒或白或黑或青赤瓦砾壯体銳皆向西則向東所進上兵家之石數十枚收之外記局云

梅子ノ今ノ奥ノメ浜浅けわヒ松子修少佐軍比叡^社八年六月前^{サイ}朴連氏益賜姓縣連倭船石余彦天皇第ニ皇子神八井耳命之後也云

梅子ノ我尾列サハ高雄左從三位前利神社蓋神八井耳命と云々希利或ハ希刀江作今佐多村^社名ハ訛テ尾波姓氏修田臣氏も亦同祀^レテ

十二年正月外從立位下尾張連源主於竜尾道上舞和風長壽樂^云演主本是伶人也時年一百十三自作比舞云云

梅热田社家修有^レて曰演主ハ契田の社伶人也^レと於今伶人十數家演有^レ凡契田の祠宮^レうそ多^レ云云

○文德寔錄接抄

嘉祥三年九月庚子前乙亥神祇權ウ祐正六位上占部業基向尾
張太神社以賀瑞之由

大神社中修祓藝田庄今三月稻と房少祠トコロ

拂正体ハニミナ納し帽哉

參河國知立狹投野謁ナリラサナキノ云々

今池難翁トキハタクとキハタクノ狹と集に御附會トシタケ又野謁ノヨウ

足立と争ハ經トコロ

諸衛府執印杖逆精魅スカイ

四月卯枝比年行トキヒヨウのあすとちよておひこ遂魅トコロアマツメ

有白雲アマツメ自良臣トキヒヨウ時人謂之旗雲タマクラ

今をも一傳の雲アマツメある小豆アマてもくらひき絆トコロアマ

入トコロハ松と海シマと山サンと水ミズと火ヒと風カキと雲クモと月ツキと日ヒセ

○中治縣尾澤大国靈神社國府正月難追ハシテと除曆修正

此後之茅ハシテと小人形トガルヒと人化ヒトヒツして難ハシテと擊ヒツと人形トガルヒと小形トガルヒと

移ハシテ別ハシテ大形ハシテありてハシテ茅ハシテと國衛カミヘ也ハシテアリシテ中比ハシテ

民ハシテトニシテ 国衛カミヘ也ハシテトニシテ昔國司カミヒの土官ヒタチの經トコロ

斯波氏ハシテ財源カネツブに獨ハシテり主シメ田所ヒタチに通ハシテ民ヒト也ハシテ保ハシテ

故今ハニハシテ涉堂村八劍社ハシテ難ハシテ内ハシテ而ハシテ茅ハシテと齊ハシテ田ハシテあハシテトニシテ

至ハシテ吉經ハシテ一月忌ハシテ松屋ハシテ竹屋ハシテ材觀ハシテ高寺ハシテ觀ハシテ高寺ハシテハ

りと玄提ハシテ古ハシテ物ハシテ木ハシテ松ハシテ竹ハシテ國衛カミヘ也ハシテ又國府言境ハシテ

因ハシテ恩祐寺ハシテ峰田ハシテ今ハシテ供ハシテ傷ハシテ威ハシテ往ハシテ院ハシテ昔ハシテ恩祐寺ハシテ

任せしとく矣会材ハあくれば萩園材みてあむ寺に移すま
古瓦石を收めし落置神社とがくもくゆめしは荒寺村の國法寺中世
谷林寺と号す國分尼寺れ名ゆきこく尾澤主按義倉等周衛
にあくし弘寺れ名ハれどもりあれとすすりて主按を移す
あくくいきせとろく傳すら傳すられ

○ 契田龜井道場育ハ湖嶺の毘沙門堂そ今れ箕山 堂
れ地小豆に佛教大師契田はま年耄は附け多門うとね
るゑえれ像と雕して至く高きは寂河上人多不
往むよしおう契田の佛師少作し今れかう阿海院佛
此立像と感ひやうとく上人湖嶺のあわと築か幸便
三町金道場を建て先祖とくらき寺内りはと
とく

さく楠の拂葉比二ふれ楠樹とうづかく今方かけあにね
ゆめし新様拾達集れあつれ龜井にまへ延竹アリ湖嶺
み竹をうながれ中小みゆきと

巖阿上人

西風深夕底のう立ちてあくはれはははははははは
は京師令達寺に拂くとく時自比像と雕してけ寺に
あくとく行ふ應安三年九月二十八日寂とあされりと
等ハ弓氏沿革 大豆能建主とく 菩廣院將軍富士吉定比附け青にアセ
連かくとくのうとく紫内に立像比十一面觀音を御供
御奉れ化けとく次觀音とく契田に觀音の一とくし観
度りは今れ妙安寺建主の附列五七觀音とある

け馬の多福寺に付け主にとてと住居所の
堂へ縁を絆て立古のうき縁と於て別縁とあらはすをかく
事レタ

又円福寺鬼峰と云ふ牧氏比法名也由林法淨ちハ
牧長清の協心乞ま歸比塲今れあり経持の二人此蓄語
きてモ号なし辛子比年月足りとあらうひづれに
かひよしゆれどもううされそる也無あらず
ゆじしりハやがて写して法淨ちんとくあ

元龜元年庚午

長清院 楚阿深陀佛 牧与三花衛門扇長清法名

二月十五日
天正五年丁酉

信徳院殿善行惠長大禪定尼 長清之室鐵田
信長公妹

八月十五日

尼法淨寺ニ墓石塔代ば多々又長清の法名
貞室宗元居士 長清の男牧長志尉義盛法名
八十九卒行て辛ヤリと

寛永二十年癸未正月二十二日

高明妙勤大姉 是ハ長曾妻清井氏宗元居士
卒去同年六月廿八日死也

斯波左兵衛督義良 尾張屋形清復城主

斯波治部大輔義通

斯波右兵衛佐義銀軒 三松

津川弥太郎義長

津川玄蕃允義久

牧下野守長義

尾列春日井郡川村城主

牧子三左衛門長清

尾列愛知郡小林城主

牧喜左衛門長治

春日井郡長湫城主

女子細井樽之助妻

妻信長妹法名梵阿

牧右衛門四郎長正

美長清子
母牧左近女

法名体庵

牧喜左衛門長義

春日井郡長湫城主

女子細井樽之助妻

妻信長妹法名梵阿

牧右衛門四郎長正

美長清子
母長冬領主加藤太郎左衛正元女

牧長右衛門義盛

母長冬領主加藤太郎左衛正元女

元龜三年二月三方原役屬桶原少平太戰功蒙旌丹羽大盃
酒井与九郎來授長正濱松城歸而死四十二歲法名善祝

助右衛門長勝

初又十郎長次

勢列大河内役十六歲其後屬瀧川一益甲列天目山役顯武切一益入高野山
後奉仕家康公相列小田原役二十九歲慶長十四年十一月奉命來尾

列名古屋城檢地繩張

是御土產鑑定

助右衛門長勝

初又十郎長次

助右衛門

斯波家紋ハ窠子又枝

助下野守

三橋子牧氏の紋ハ京三橋子又ハ異

助内記奉仕尾公

。正徳中朝鮮来聘涉りて午ノ夜柳營殿門童修北里車乃
ナナメの汽車寄と中門寄と称シ別に中門と名シ也
ナナメの汽車寄と今ノうの汽車寄と呼ん紀也
経りうとと又韓人毛城の附落永亨衣冠和衣れ差り
廻年毛将兵の附ハ落永亨と毛アリサウルハ格安久
ヒ令シテナリ

三家八林又

侍從以上濃紫

四品八津紫

諸大夫浅縷

○ 勝速日尊 天照大神御子 饒速日尊

高天原誕生
天香詔山命 尾張宿祢等祖支流甚多
母天道日女命 文德之臣 是と天孫と稱す

宇摩志麻治命

物部連等ノ祖支流甚多
武德之臣

母御炊屋姫命

此兩神ハ神武天皇東征れ付大勳功ありしされハ二流に子
孫を多くてゆく終節小仕事つも

香詔山命ハ主に天孫にて諸名天孫のてハの多彦
命ミナ又ハ主食ト名ツト称ヤクタクリハ奇伎ヒユハ男
子ハ美称ジハ大人れ略行て少老の補呼うれハ二名リ

きりや
きりや

饒速日尊神殯キテ後主神辰と高天原に斂め
之ハ豊葦原ふハ廟陵キテ其に夢れ教りテ其販
御比神衣帶手貫ルニあと鳥見白庭邑に葬シ歟
以此為墓と天孫本紀ありは日本武尊比沙墓處々
に至りけり御古比風俗と見る所也

○ 神社ハいそハ昔宇摩志麻治命天皇の十宝と神武
帝に故ニ神橋と堅て齊ヒムアマシホと五十櫛ニモ
今木ノ宇摩一乞五十垣ハモリカシ

○ 神武帝即位の始天ノ富命太玉命の神祇を率て三種比

神異と正殿に安息しまくは祭宿の初ノ天櫛子命
兒屋命ルイ 神代の古事と奉るよりハ胡政と稱んずる
も、核浦の核雲宇摩志麻治命内ノ物をと率て矛
盾と堅巖に威儀と備ふるゝは汝を近衛の起手道
法命比来日御と師いはと常一宮つと衛り侍ひ
外衛トトエノ至るゝれハ御三百友比序神祇官大政官と次て
これら八省諸國の御方ありハ皆政事にひらき、
おやち衛の室に他に矣らず是故人を比附す定をもと
む

○ 我帝祖瓊々杵尊降臨の處ハ日本紀に日向国龍衣之高子
穗峯ホシマツと云々今れ勢作カタハ延喜神名式に日向国諸縣郡

霧嶋キリミ神社と云々今ハ薩摩國鹿兒浮浦にて城下より二里
余東北海也北山也南山也海に也山の者也神代の名實
えもも山の者也核浦どりて而霧島アマミハ是に走拂ふじ
と云ひ黒霧一陳して少拂毛声入風アヒンく一時薄くにして
路と云ふすやとすれり少霧アマミ也少拂毛也少拂毛也
かゆひはちりくのうふ云昇時スカム日向風土記には有
り云池めぐらす寢野スヌ西野町アカモト字中野御代の清洋セイヨウ
左ノ年うう令洋一柄ハサカとわざかしくあるをかのまそとね
すり弓く又ちえに拂毛を玉絆タケミと雲霞盤名數里にあらず
是と申すと孫チジ佐列ある名ナメ相模シマ山嶽海岸に臨んで

あとうく 義勢將比乃作ハニテモ子孫承傳シテ祠方三ノ谷多
無樹志ナリトモ詔書アリトモ是而ナリトモ 肥前長崎人左田東作詩

○ 應神天皇と八幡ニ号シテ廣幡八幡磨と神勅至レシ
幡れまにて八幡云爾ヤアホト云又ハ源陀三摩那形ヒルミ
事合ヒ況セリ極アリム神功紀千縷高縷ハ此後トヨ
ミタクアリハ度縷リハ縷トコトクシ幡セリハ修スリトヨ
縷ハ五縷ヒ昂スリトア御機スルル假呼スリ度ニモ
御師縷弔ヒソニ美稱ニシテ名也

○ 海層ヒ書ヒ海湖ハ詔語ヒ変化ラリトヨハ山海經海鰐出
入ヘシトシヒシ小懶ヒ海ヒムクアリトヨ言ヒ海嶠志ヒト
ヒ潮ハ月ヒ盈虧少時ヒトヨハアリトヨレ海行ヒテ至キ

○ 王充ク篇衛ニ天水ヒ包水也ヒ素て一元れ、章井源ヒキサ
ヒ源ヒ財ヒテ源也ヒ湖ヒテ也ヒ財ヒテ結ヒテ次ヒトヨヒ
クヒ一源アリト章ヒ財ヒテ也ヒ泰ヒ財ヒ必洪濤張リ陸ヒト
ヨムクミテヨリ也ヒテ也源アリ水動キ源アリ之を反覆
ヒ後ハ源タヒミテヨリ也ヒテ也源アリ水動キ源アリ之を反覆
ヒテス作ヒ先ヒ樂沈ヒテ也源アリ

○ 北畠信雄ヒ上野ニ信包信長
舍弟ヒ端ヒテも洋房ヒ洋房ヒ
界ヒ改テアリトヨ云出川ヒ共界ヒミテアリトヨモヒ
ヒ或老人曰南國ち少ヒ界ハ古御ヒ凡卑れ也のうれのす
ヒトヨリハ办法ヒ一志ヒ據ヒリヒナセヒ是ヒヒテミテアリ
マリヒトヨリアリヒトヨリ也ヒ也ヒミテ也ヒミテ也ヒトヨリ

比附信雄ハ大河内にあり
信包ハ津協ニテミテ

○今比勢列松坂ハ初四五百森と子名五子古事記
併せ小毛とある事の如クシテ名の持る者ちひの古事記

俗よしの事とひし轉換ナリ

○少畠家に信意モトとふ人あり又ナリトウ後アリ一書と考
モハ天正三年源信意を追憶於中野小江と見教セ滅亡
ヒ財退吉七月一歲二十五母ハ佐奈秉禪が女信意ヒ是
と少畠親顯と称セ慶長八年誕生ナリ信意後子信雅
政り京都公家同母兄也之をモレ取毛子也
考文佐奈傳及少畠

○今川了俊形子の言ふ水邊方系墨入依善惡をどり

是中峯和尚語

○尾列丹波守松平信定太山城主歴代

大山ハ中世以来少院つゝ比終久し承亨比志ノ斯波
氏之終して家臣御田氏領之

斯波元勲

姓モ姓ト
名長男

敏信

田大和守敏定

敏信

男

敏信

田伊勢守信安

法名

常永

信定

三男

信定

田伊勢守信康

法名

常永

信定

田勝三郎信輝

法名

勝入

池田勝三郎

信輝

法名

勝入

中川勘右衛門定成

信雄

臣

定成勢列峯は博と去アリて龜山に入ル迄て近郊の財

池原平兵衛害ちはけ原定義と牙其とて太山の城と
守しらば池田篤入彦多氣て城と多々再び之ヲ

池田篤入

加茂遠江守泰景

武田立郎三郎清利臣信雄

土方勘兵衛雄良信雄臣

武藏入道常用冥白秀次父幼補長尾武藏守吉房

後号三位法印

三好寧相秀後秀次

鐵田勝長臣五右衛門樂田村者

三輪立郎右衛門秀次

三輪玄羽守秀次臣

北條左衛門太夫氏勝

松平左馬允忠頼

右二入用原役後夾守城

小笠原和泉守吉次

平岩主計頭親吉

成瀬隼人正正成

成瀬隼人正正虎

成瀬隼人正正鶴

我八郎内内古博地をもむしモ中内南城の役く不

経今にあらず尾少一方比持少て用ひ多也

○ 契田社立石守内ひ役師を檢挾等袍姿の役相作と用ひお作
八皇家御袍に織り立石して地石比初夏用之ゆく予曰往社の任
人役社の役多く社務多とやして多也多もより

ゑ一契田比祠支り又御ノ應永廿六年契田近えの付
文書今因修繕小石も多也

契田太神宮前于涉近官役師修之次第

一於于神前七日落多大丈八劍宮多社に立ちひどもの付
郭月持費す

一 稽師裝束より三拾壹文

一 一 一 一 一 一
一 一 一 一 一 一
一 一 一 一 一 一
一 一 一 一 一 一
一 一 一 一 一 一
一 一 一 一 一 一

一 一 一 一 一 一
一 一 一 一 一 一
一 一 一 一 一 一
一 一 一 一 一 一
一 一 一 一 一 一
一 一 一 一 一 一

一 一 一 一 一 一
一 一 一 一 一 一
一 一 一 一 一 一
一 一 一 一 一 一
一 一 一 一 一 一
一 一 一 一 一 一

一 一 一 一 一 一
一 一 一 一 一 一
一 一 一 一 一 一
一 一 一 一 一 一
一 一 一 一 一 一
一 一 一 一 一 一

。又向うああ又法事と云ひて稽師あと身檢査あと法事
の名ふれどもあくま一を即ち場のあめの老い檢
て支ニシの舟に引く。但とせまく年老津井
は尾西氏と文彦、さうして古狀の因ふ

今が東孫太尉古跡記載と申んば方す

アミ批判後、りかんを守る先のものか神大
法事ある是日は案立テ材石老中ら修身者等、之
のまゝのやまへ不可と仰り御了

七月廿九

佐久間すね久

赤川 久
信盛

景廣

村井 吉云
清

貞信

修田 万
伸

秀復

稽言師處

子 杖處

身檢査處

四月廿九の日、うきよ海

ちの古物とひそひそす候をさればも三あれ次第ハ年老
才子とぞうすう又同聲同才あひ乾れと毛手て經堂を
古經堂と稱し其後も毛手地下經石多弘法
此筆とぞそにゆしるま筆皆凡ては意之傳也中身
久き素數著亨深め其圖に素も又之傳也古名
經塔也とぞとく素數深く被素述り毛手古名
塔也すまん文、字ありし也

濃列多藝庄石屋淨德

大本願主須海上人代十貫

尾列蓬萊宮經塔

再興檀那海東郡

松葉庄 け腹ハ不破てヨリ

是と以て又とハ塔比高をとて再興比高を
ゆきハ音くうきと音く経系ハ音別に轉寫也
今之土參れ不見亨深め是ゆきは信にゆき而移セリ
破壊して日しと予あすらに財を守る事の様に之
て貞享造宮比附に土參に似て刀切ひ家参も
とあり侍又同聲焉の財をしらや合年号れ
不破失侍れハキにし但七社のうちハ亨深め二年以降
行し妻半に越民蒲生郡經真光寺紫ヨモギ大劫遼
順海と曰れハ亨深め年号にまつしや又同願人の毫
不ハ立くうりしや否とも音ハ序章と稱て供給

文藝也。一之也。古事記傳也。故嘗以爲八奧院毛深幸也。
て沙車也。とくに御神の御と勤も歩政入寒、毫也。
ハ往ちうれまひ又向西月ナウスサハチ。もうありし
是古ハもあとたまとの弓道あり。射的と云ふ
也。と進ムスナリ。うち持れ色はみづか。ま
事。多く形つけが血と云々。修も多き。事。多く
近々年有司創して止ん。又向尾源員齋外洋友
原秀範也。大司職と屢見。ハ梅花うちうる海の井
角に移し。中傳化内ひも葉華に。一。他員齋男
みうらじねう。若尾源氏。京島と云々。

員職

大宮司

秀宗

大宮司信濃國主。今伊那人(一乞)

女子松ノ御前

大宮司李範(胡佐)。號職子(乞)

秀員

大宮司

職躬

通口冠者

職實

大宮司

僧真慶

座主明勝房

傳云ノ本宗あひて出奔シ秀員職員お達て大可レ補勢
ラモレヒ早モナリカル孫に作夢託告トアリシハ御と達ウ
シトニ又向座ミ尊慶お達ヒテ如法院に後シテ吉野
シレトモ孫光保ハ朝あひて後シ安國と胃シ信士と稱セ
良慶僧也。母李範の子延福寺教祖那薦實。三男勝竟
契田の子也ト称シ先モモジ多羅御院也。丹定院
應永中頃あつて被逐と廢シ尾連氏永信阿圓如聖と
契田比院也。再び尾連氏少佐セリ。丹定院
春日井忍山田庄味鏡村寺所の御ハ近森式五謂味鏡
御社ノ今行第ハ惟春日忍山庄味鏡契田也。丁度
之を奉立テ元治社俗体比形形比極と云テ義不ミ

寺毎に南子比社ノ宇少作ハ形形云軀ウトシ
ヒトハ社名とあれど亦比御神と云極ム時ハ御事と
ヒトヨリ御名御名と云ひて御社ハ宇。唐志麻治余比
川味饒田今ヒト李海老古傳ある。テウマシマナメ御事
アヤニキタ。味饒
山天永寺護国院志言。泰和文政十二年六月廿八日。地主化後
は也寺れ成矣。其事にて御境とキモヒコトヲ御走比附
四五年。其事にて御境とキモヒコトヲ御走比附
契田所携と云。又寺れ古以久。宝塔比中。諸堂とあれハ有ハ
室居ゆ。執金剛ハ樓門に。又御事御事御事御事御事御事
ノ般若經佛也。奥すに安食石窟常觀寺屬應五年

比家効進沙門覺禪とあつてこれ即ち古銀寺也而院を

山田庄也立村之旁少少社ハ式内大井社也社少大
井池主タクム云

軀北神社とあら男体三軀社は後ハ肩男のニキ海事の御三主

ニテ御子ハ經吉和魂荒魂御子社れあれ若主社あり

シテ社ノ二軀男体女体とあらて元祐功皇后應神天皇也

云經吉社也あれハ宇治ノ御子也又社めうへ育觀音堂

又聖觀音如意輪と云々又如意輪ハ堂ノ御子也

諸王觀音ハ堂ノ御子也後雍是坊に高主セミ主帰の御子也

名郡尾頭村沃ノ御子也又主ノ傍セミ有子也ハ社也あら御子也

マアウタソ或曰昔は材ハ社戸と稱順和名抄春日井郡神戸ト
移アリ大井社也如言小アリセミハセミ又材子也如言と呼

トト云今陽多チモセモチモトモテ又材の名によ

りてシテモトモトモトモテ又材也基ハ長谷川大牧御子也
重行也て永亨八年十二月十七日辛亥八十八法名ハ月山

宗円と号すも是ハ顕中宮方也王氏也て宣永年

中南面にて室に住すり今行を歴化あり而宗
今廟也れ石主也れあり

○後拾遺集に云吾朝日本之御也也御子也
也御子也也御子也也御子也也御子也也御子也也

も御子也也御子也也御子也也御子也也御子也也

能因法師

セミ主也セミ主也セミ主也セミ主也セミ主也

今尾場トシヨ良れどもにまくろく作りと云ふ
には少とありひかへ作り 俗にあんてキミ

御嶽ミサカ

○ 作勢あ修れ影号をもく比作あれと附今比す いは
作勢 お契仲ハナツ 拾ハタチ 勢ハサツ 暫断ハタツダク に場川院後家直^{アシカ} 有^{アリ} 事
ち居。作セヨハひ云そもらハまくち和子^{アシカ} すと作
比池

是音も作せ人のひもをひももむ事はもまされ
きうとるの又丈本^{ヒヂ} 手釋せぬ

○ 作勢人をひくとけとア波^ハ かい川四^シ ハシモツキ
とくまれ^{ムカレ} すくよもてうつハ他者^{ハタサ} 送返してテナムニ
とくられ^{ムカレ} すくひがともうくとくと作勢と名
高^{タカ} き

○ 作勢人をひくとけとア波^ハ かい川四^シ ハシモツキ
とくまれ^{ムカレ} すくよもてうつハ他者^{ハタサ} 送返してテナムニ
とくられ^{ムカレ} すくひがともうくとくと作勢と名
高^{タカ} き

高^{タカ} き

○ 作勢人をひくとけとア波^ハ かい川四^シ ハシモツキ
とくまれ^{ムカレ} すくよもてうつハ他者^{ハタサ} 送返してテナムニ
とくられ^{ムカレ} すくひがともうくとくと作勢と名
高^{タカ} き

高^{タカ} き

○ あく、縣れ事と用ゆりうへ、レシテ御孫れ縣れ仰行

この邊の傳説山ハ絶えどあらずハ吾田のまゝにて田舎にあり已う
絶化もあらずと云ふ古今至多之處矣が三川様にあり
て小町ノリとあらず五代ノリハおいてナリマシトシハあらずナリモ墨
スルハナリナリトキニテ行方アリタリトシトナリトナリトナリ
玉井と云て行方アリ

○或問桃弓革矢もあれば矢ハ羽既の事と曰ひ候を松傳と
アリムか近松式ナリ凡追儀御桃弓革矢云々其矢
御蒲革各二荷攝津國毎年三月上旬採送ト云々是古之
より比例ヒテスル

○丹国有馬郡母子村ノ野翁口碑曰三月三日母子草れ鷺と
鶴云々ハ行方アリテ行方アリと云々解の如ヒテスル

○侍の礼服ヒ素襖上烏帽子小刀
畠地財ハ懸素襖袴弓上ヒテサカケ付添に事一鳥帽子ヲ
足利ありあすてハカリシ亨源あはくハ多くハモウ
タクヒトヨヘシ今ハ袖珍の名メ有リ正ハ肩衣めひだ
ク平信長スル外事中先年御田貞置老人説

○源家弓傳ハ大江湖臣廟ナリ源義家お傳れ光以降教改
一流土佐氏義あらう義光へお傳の流小笠原一族也
お傳工友一派之南あは秀郷お傳小山経城お傳義法也
傳り利にの傳ハ女友富権望を學ヒテスル

○紀家の傳ハ武内宿禰以萬人之内お傳と云武内も出ツ

○首大臣の男子あく東國へりしめと達ちしも後河内至
相模ハニ友比一族にしてらうと都守府秋田博等
の佐助折也セラル元内々人の官ハ東國にあり其事と多
ちくもる室主比武威化に徳れとるをとるをとる
大糸西国へき大宰府角七城等に佐助に多
矣那の人々文援セラル内記の官あくらむもあ

○侍従ハ文部と通内舎人ハ考ノ御傳と業と内記矣
業と業とすば三官ハ四分カミセウスナクシ獨歩カミセウの官考
考中勢有子属

○鄭夢周ハ東文選百一傳類星王高氏家傳畧曰耽羅禰

○主神ノ御神靈和氣下りて神人と化生す高乙那良
乙那支乙那と云伊士海航して今度は譜曰日本國主其
三也と遣ハ配そ乗らる全木船と以て焉立穀
牛馬と傳とく是れ古史に據る旧事紀天照大神
三也と業繁宇彷徨游行しも少滿道中に在考て
道主貴と云字係君所祭神之と云ふと傳ア傳テ
耽羅大荒比財事と云日本傳國此

○古文書通海航ノ御事今度國東古向次樂田文作清年
リナヒ先御歎ナヒ志立く額つをましまして祭文
歎ナヒと多くして古事と取れて歩行せキセガハ少滿心
れあまうり年と云考文修復す極多小瓦社唐表

石塚を別宮附水戸と祝しておもての神社
路の宿めねども無縫の人心す(まこと)なが内和順相り時
足半とく車古法(まこと)とて市め社直面比正
道ハ祀とするをみてハ通す(まこと) あ伊豆(いづ)ハ
足歩あけ西面と達りて押す(まこと) 因え小多井
八重被れあて庶人れおも(まこと) クル新人(しんじん) 番代(ばんだい) 沢井
ちゆく(まこと)石塚と越へ玉串(たまぐし)門とく三合(さんごう)
ノミ志(し)に志(し)に志(し)に志(し)に志(し)に志(し)
ナシテ椎(いのこ)樹(いのこ)と見(み)す(まこと)と名(な)

○ うまひなれ方に因(い)ひうちれ御(ご)手(て)をもとす
きのハ皆(みな)に因(い)ひうちれ方に因(い)ひ皆(みな)と
会(あ)ひのハる(まこと)

○ 元和の末秋公あり詔官(しらべ)よりくらく少納言
されと國(くに)人(ひと)也(よ) 曲劍(くげん)某(まこと)名(な)宗(むね)徳(とく)之(の)御(ご)御(ご)御(ご)
こうくまも納(な)く 大歎(おおぞろ)く清(きよ)九(く)年(ねん)の財(さい)をもと
あしらひて大和(おおわ)妻(め)号(ごう)隆(りゆう)院(いん) かの竹中源助(たけなかげんすけ)
志(し)水(みず)姓(せい)隆(りゆう)生(うぶ)母(はは)御(ご)秀(ひで)次(つぐ)女(め)文(ぶん)禄(ろく)四(よん)年(ねん)横(よこ)死(し)や
二人(ふたり)して御(ご)納(な)くの罪(つみ)と申(い)ふ
一(いっ)そも身(み)に年(とし)を失(うしな)く山(さん)田(だ)に身(み)を失(うしな)く
年(とし)一百(ひゃく)を経(たど)りて御(ご)納(な)くの罪(つみ)と古(い)く

○ 或(あるいは)人(ひと)日起(おき)詔文(しらべ)と應(おこ)り宝印(ほういん)の表(あらわ)しをもと莫(まことに)記(き)せん

て之一き風流うう法社の年玉と見ゆる中古の年玉す
多くて坐て坐すれど年玉と見ゆる所曰坐年玉の事と
以て誓と破と罰と罰と罰と謂ふ者ハ佛氏にて多
ひあり後優婆塞自同淳提守護神一日ハ妙德圓滿
摩竭陀國正中より我本尊也 二日ハ同はんかにモ 我國應所新宮 三日ハ補陀洛迦也
本宮證誠大菩薩

竜大菩薩此三作殃忘詔ノ罪糺破戒之穢等云 金剛宝戒章上妻
諸條下委一

如小無事と云之比作に當て起法文殊に無事比年玉

見ゆされあが神祇道に取れ

○尼法主即係弘忍師兄に毒海師才に茅山と云祥徳修
持してあく似経にそつてあきくゆにあくまう

悲惠戒佛 佛名經 佛名經 漢音ニミリハ
釋迦とさる 菩婆姑經 菩婆姑經 漢音ニミリハ
菩薩とまゆ

子流水長者 最勝王經ニモ是音ハシルスイとまゆ

計波長者とまゆ

故盧

○法華文句に鳩盤荼鬼の譯語冬虱と云け鬼の陰冬
虱也と云ひ附八肩に主坐する財ハこれに活もと云ふと
説はかくとしてあくまう

○明祿宏町述の正訛集に異邦比傍老父耶と云ふと云ふ
事也と云ひ己と軒ひとす訛と云う老父耶ハ官肩
付号付室へまく子少卿を拂ふうと云ふ稱めと云ふも

○そく魚籃觀音と云ふく表經儀軌比傍山あくまゆ比
馬郎婦と云ふ元和十二年比傍山宋の濱侯比傍山

。 一本普賢比示現。 本は書したがる事ある。 本は
或曰我敬ニシ特比附鹿と云ふ人には鹿食比鶴ニ
シト修モリ也何予曰公れニ特徴あり財誰うち右にもん毛
と考ナム近茲式日凡觸鶴云々畜喫肉云々法曹至要
抄レ立日喫鹿の鶴云々と云々是私あれキテアレ古ヘハ
天子元正の御膳レと熟肉とすばしテ御膳ナキヒ
スズムク公乞等比鶴と同ヒ行ひシレ

。 或曰中セハ書して五本立七本立と云云法あり今レハセム
三北車ノ予曰詔於あにナドニ本立とハ五臺盤七本
立とハ七絃之樂樂行幸ハ九本立とシカウサ鑑
異多事多と云シテアリと云と禮多數法云予

も二本と付へ付れと無事多う少くアリと略モナムハ

此三行ひシ

。 両國の名布膏用レと八車立と記セう今ハ真正律寺
比アリラタク四八年後後田村ノ膏史代ね云古牛立
け木メシ名ナム古俗の付ナ泉列陣田の蟲瓶の及
車と一般レアテ疏兒也と云ひ名付松樹の下レ
て丸れ多と多レシモ修

。 本もアリ事ナラのやうなナニヤシキわゆる事
は多レシル比況もアリラシヤ又ケ軍ヒ古一鏡シム不
あリ所産の既無既長範修玉海たれと空ミ付
ヨシモトニモト云々化ヒ地獄奈アリ是と毛髪の地獄

。御子共範と空事とハヤシテヨリと安矣
凡て比毛多とモレハ少也多とアリハは花店
空人ニモ寧モ一ノツタニ車斗材木も範ニシム
ナリテ只法事後レヒト能取アズル者也
シトカクモレモ内モリシカニハモリハモリ
ナリテハヨリ空事とモレシテアリハモリモ
。屋敷内モ川村セ音曾呂利ホアハラミ空事
財経丈ツツトモ貪婪ニテ空事とモレシテ
居ニモアリテノト懶シタガタの移ニ西ハラミ屋敷
松とコトナ少半経モスル石室と本堂寺れ主に造れ
テ主子に譲とて老ニムム候アハラタマニモ村

。御子共範と空事とハヤシテヨリと安矣
凡て比毛多とモレハ少也多とアリハは花店
空人ニモ寧モ一ノツタニ車斗材木も範ニシム
ナリテ只法事後レヒト能取アズル者也
シトカクモレモ内モリシカニハモリハモリ
ナリテハヨリ空事とモレシテアリハモリモ

。授室達リ時ハ空事とモレシテア巡行ノ附水主メ古塵

、空ノ門ニ大核樹付シモテモ日下の樹ハ空也ノスル

不漏と仍核樹付シモテモ日下の樹ハ空也ノスル

。天皇メ暦ハ一歳とニ季とモ立時自正月至四月、落時自五月至八月

、南陀等メ暦ハ二十四時一時と六十分と、立時と
一日ナムと次回月と主として、立年ナムと法を教童暦
万葉暦は印ナムと或ハ建寅の月と歲首とし春也と

以て年始と申すより阿彌陀堂よりうつしめを至
る十日よりあつて三日と元日とて又日の虧初見と
一月丸首と申すもあつりども

○暦家春秋の被官金とキシムテノイニ育ハ春秋
秋カヒリと本日にておおやくより安信家の暦本
ひのを追セハ春林ニカムシナリと其初ナリスルと
牛日トシテ九日と紙うよと紙うよと入アミナレ
アマレハ一日と近シ改めりと入アミナレ
貞享暦没日と月ひと日ひと二方一と滿て被官
は幼シテ
我亦往古延長切アリテ死すれハ謀辯と幼い子モ

謐ハ不比多江主東三條権政萬家公入道して如家と
法諱あり一人ノ姓氏法名と接ケ一

○朝政の速ハ土地に後て海一に夷邦の半島一
ノモ御事に處一がモそれハ排列難候は一ある
御事に處一がモそれハ排列難候は一ある
夫一國防の爲し御事四十余里の海一の潮一
余モハ潮石一はツクモ一有也一の事一の事一と早
八十餘里ハ又一ももあらははとトトト等一がモ
もも又一のりうけの事一ハ潮水の事一にせし
行一と之一

。或曰余所知名寺定山遠近以爲廣佛堂以今又云
て名註と當ては事とぞいと是をせれ俗風と曰ふ傳
中古より古事記の慈竟大師尺八とて川声り法
院経とゆとしもわう其例又もくとひりまつて之
出室。

法寺社の福起とくあ大繁うじにモリ不善考作
月とくくく我尾列一えん福起と敬公法傳一先とく
秘して他山もそとくくとほくとほくと初宿主ハ
くく秘庵のねくとゆくあくと年とすかと有度つま
れ事とくとて予くとと辯えぢくとくとくとくとく
きあくと事とくと虚歎もくと敬公法傳ハ育

とくとあくとくとくとくとくとくとくとくとくとく
流布して一あれ法名とあくとくとくとくとくとくとく
めくとくとくとくとくとくとくとくとくとくとくとく
とくとくとくとくとくとくとくとくとくとくとくとくとく
晋甫老人とくとくとくとくとくとくとくとくとくとく
奉

出室

内室送とくとくとくとくとくとくとくとくとくとく
とくとくとくとくとくとくとくとくとくとくとくとく

ちくとくとくとくとくとくとくとくとくとくとくとく
とくとくとくとくとくとくとくとくとくとくとくとく

。青蓮ノ皆丹果ノ唇と對す丹草梵語ハ頻婆摩
ハ相思ふと翻譯名義れり。俗云タウアツキ
。御湯殿ミエトノ徒然草抄也。是禁裡

は方の称呼を二水記大承之年四月の條に於飼ノ石
墓盤所儀定而涉湯殿上等と云圖とあるが如
左御子の西廂用れり是四字連続して書くものす
されハ御湯室れりと云。薄戒記應永三十二年
十月の條于涉湯池至金之後今日始御湯敷せと云
ハ御浴室也と云又涉湯殿記と号すハ云ふ因
り也房丸の体より記すと云ふ涉化く涉紀と異
ナリ

ナカリミムアラタニシテシカニシテシカニ
テシス入んシヌシムアリシテシカニシテシカニ
ミスシテシカニシテシカニシテシカニシテシカニ

テシスアラキモシテシカニシテシカニシテシカニ
シスニシテシカニシテシカニシテシカニシテシカニ
シスニシテシカニシテシカニシテシカニシテシカニ
シスニシテシカニシテシカニシテシカニシテシカニ

ナカリミムアラタニシテシカニシテシカニシテシカニ
シスニシテシカニシテシカニシテシカニシテシカニ
シスニシテシカニシテシカニシテシカニシテシカニ

和漢の俗語も古今不同たゞハ昔誰感者ト以ビ
沙石集と百年の事ハ都の翁ト云ひ頃日ハ云ふと云
ハ延々と云ふと云ふ者多きにば
玉作ときナバ

喻子 我國へよ 小嘆囉 サヤウトロ
サツ 家あしもき 网香 モニキヤン 我國へさこぢ
御首馬 ヒヤウマ アマモト

サツ 家あしもき

网香 モニキヤン

城壇東西百間余南

北七八十間二重垣

辛亥年

イホウタイジ

ひどりの

惡黨

○尾列 末嘉ムハ天文年中 諸田傍後 守信秀 築キテ
古渡り據ムリ 極経セムリ
信長家臣アと統て 舍弟成秀ア 信行と並ウシ
弘治三年 信行害セリ 後度薦セ 今桃巖禪寺里
寄テ寺と丘上に移す 桃巖道見_信 松兵道悦 信行の牌子
归ノ沙乞雪峯 秀顯ハ柴田勝家之牌子トカヤヒ寺ハ
快翁俊和尚比定基ラ

